平成２８年（フ）第２３３号
北九州市八幡西区浅川台１丁目９番５号
債務者　大津　良介
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２３５号
北九州市八幡西区則松５丁目17番７―204号
債務者　入江　由佳
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２４０号
北九州市小倉北区中津口１丁目５番２―703号
債務者　山下　浩司
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６９号
岡山県倉敷市玉島道口5138番地１　市営池畝住宅111号
債務者　原田　貴子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
埼玉県川越市熊野町８番地34
債務者　星野　　満
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１８０号
埼玉県川越市熊野町８番地34
債務者　星野　　郁
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９０号
埼玉県坂戸市末広町９番地19　坂戸ダイカンプラザＣｉｔｙⅡ―102号室、前住所埼玉県坂戸市東坂戸２丁目34番305号
債務者　桑原　　等
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２６号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1499番地、前住所東京都渋谷区本町２丁目12番４号　ＢＬはまや301
債務者　三浦　史江
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６３号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―213号　県営住宅、前住所岡山県赤磐市立川１―２
債務者　中島　　豊
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
岡山県倉敷市中庄団地４番１―213号　県営住宅、前住所岡山県赤磐市立川１番地２
債務者　中島　信子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３０５８号
東京都江戸川区春江町２丁目８―５
債務者　石川　真二
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９２号
東京都清瀬市元町１丁目11―20―201
債務者　青木　暁子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９４号
東京都葛飾区水元３丁目１―23―204
債務者　豊島　由美
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１０３号
東京都墨田区石原１丁目28―12―804
債務者　仁科　陽子
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１１８号
東京都墨田区東向島４丁目11―14
債務者　田邉　裕一
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３１２２号
東京都品川区東品川３丁目32―６―406
債務者　比留間和行
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部